

計量証明番号第 K191210-5 号
2019 年 7 月 31 日



計 量 証 明 書

株式会社 ヒラキ産業 様

学校法人香川学園宇部環境技術センター
〒755-8551 山口県宇部市文京町4-23
TEL : 0836-32-0082 FAX : 0836-21-0083
計量証明事業登録番号 山口県第 39 号



ご依頼の試料の計量結果を下記のとおり証明致します。

記

試 料 名	西岐波処分場の浸透水
試料採取年月日	2019年7月5日
試料採取者	当 方
計量項目・方法	別紙-1のとおり
計 量 結 果	別紙-2のとおり
計 量 管 理 者	多 田 和 樹 (環境計量士 第 8801 号)



【別紙-1】

計量項目及び方法

計量項目	計量方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号
総水銀	〃
カドミウム	JIS K 0102 (2016) 55.4
鉛	〃 54.4
六価クロム	〃 65.2.1
砒素	〃 61.3又は61.4
全シアン	〃 38.1.2及び38.3
P C B	JIS K 0093 (2006)
トリクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
テトラクロロエチレン	〃
ジクロロメタン	〃
四塩化炭素	〃
1,2-ジクロロエタン	〃
1,1-ジクロロエチレン	〃
1,2-ジクロロエチレン	〃
1,1,1-トリクロロエタン	〃
1,1,2-トリクロロエタン	〃
1,3-ジクロロプロペン	〃
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号
シマジン	〃
チオベンカルブ	〃
ベンゼン	JIS K 0125 (2016) 5.1
セレン及びその化合物	JIS K 0102 (2016) 67.3又は67.4
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号
化学的酸素要求量(COD _{Mn})	JIS K 0102 (2016) 17

【別紙-2】

計 量 結 果

試料採取年月日：2019年7月5日

計 量 項 目	西岐波処分場 浸透水	基準値	定量下限値
※ 採 取 時 刻	12:15	—	—
※ 水 温 ℃	21.5	—	—
ア ル キ ル 水 銀 mg/L	N D	検出されないこと。	0.0005
総 水 銀 "	N D	0.0005 以下	0.0005
カ ド ミ ウ ム "	N D	0.003 以下	0.0003
鉛 "	N D	0.01 以下	0.005
六 価 ク ロ ム "	N D	0.05 以下	0.005
砒 素 "	N D	0.01 以下	0.001
全 シ ア ン "	N D	検出されないこと。	0.1
P C B "	N D	検出されないこと。	0.0005
トリクロロエチレン "	N D	0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン "	N D	0.01 以下	0.001
ジクロロメタン "	N D	0.02 以下	0.001
四 塩 化 炭 素 "	N D	0.002 以下	0.0002
1, 2-ジクロロエタン "	N D	0.004 以下	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン "	N D	0.1 以下	0.001
1, 2-ジクロロエチレン "	N D	0.04 以下	0.002
1, 1, 1-トリクロロエタン "	N D	1 以下	0.001
1, 1, 2-トリクロロエタン "	N D	0.006 以下	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン "	N D	0.002 以下	0.0002
チ ウ ラ ム "	N D	0.006 以下	0.0006
シ マ ジ ン "	N D	0.003 以下	0.0003
チ オ ベ ン カ ル プ "	N D	0.02 以下	0.001
ベ ン ゼ ン "	N D	0.01 以下	0.001
セレン及びその化合物 "	N D	0.01 以下	0.002
1, 4-ジオキサン "	N D	0.05 以下	0.005
ク ロ ロ エ チ レ ン "	N D	0.002 以下	0.0002
化学的酸素要求量 (COD _{Mn}) "	4.8	40 以下	0.5

注) ※印は、計量対象外。NDは、定量下限値未満を示す。

基準値とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総・厚令第1号）に基づく。

1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。